|  |
| --- |
| **７０４５．インボイス・パッキング**  **リスト仕分情報本登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＶＢ０３ | インボイス・パッキングリスト  仕分情報本登録 |

１．業務概要

　　　「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（ＩＶＢ０２）」業務で登録されたインボイス・パッキングリスト仕分情報を元に申告価格の算出、及び税額計算処理等を行い、インボイス・パッキングリスト仕分情報を本登録する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の呼出業務で補完できる。

　　　①「輸出申告事項呼出（ＥＤＢ）」業務

②「輸入申告事項呼出（ＩＤＢ）」業務

③「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出（ＳＷＢ）」業務

また、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告業務が行われるまでの間訂正できる。

①「輸入申告（ＩＤＣ）」業務

②「輸出申告（ＥＤＣ）」業務

③「シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務

　　　ただし、予備申告を除く。

　　なお、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告事項登録業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

　　　　①「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務

②「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務

③「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（ＳＷＡ）」業務

２．入力者

（１）海上の場合

通関業

（２）航空の場合

航空貨物代理店、通関業

３．制限事項

○：制限事項

| 項番 | 輸出入区分  制限事項 | Ｅ | Ｉ |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 入力欄数は８００欄以下であること。 | ○ | ○ |
| ２ | 申告予定年月日を過ぎていないこと。 | ○ | ○ |
| ３ | 邦貨換算後のベーシックプライス合計、ＦＯＢ価格、インボイス合計額は、それぞれ１３桁以下であること。 | ○ |  |
| ４ | 邦貨換算後のインボイス合計額、運賃、保険金額、評価補正基礎額及びＦＯＢ価格は１３桁以下であること。 |  | ○ |
| ５ | システム換算後の入力された数量は整数部１４桁以下、かつ、合計した値が１億トン未満または１億キロリットル未満であること。 |  | ○ |
| ６ | 品目コードに係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が１２桁以下であること。 | ○ |  |
| ７ | 品目コードに係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が１４桁以下であること。 |  | ○ |
| ８ | 按分係数の合計が１８桁（小数点を含む）以下であること。 | ○ | ○ |
| ９ | 申告価格の合計が１３桁以下であること。 | ○ |  |
| 10 | 内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が６種類以下であること。  なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。 |  | ○ |
| 11 | 算出される課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は１３桁以下であること。 |  | ○ |
| 12 | 算出される関税額及び内国消費税等税額は１１桁以下であること。 |  | ○ |
| 13 | 従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後１２桁（小数点を含む）以下であること。 |  | ○ |
| 14 | 豚肉等の差額関税を適用する場合、課税標準数量は１２桁以下、かつ、１０００トン未満であること。 |  | ○ |

４．輸出インボイスの場合（輸出入区分「Ｅ」）

　（１）入力条件

　　（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている仕分情報仮登録を行った入力者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

　　（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢチェック

①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストＤＢに存在すること。

②申告業務が行われていないこと。

③すべての欄について仕分仮登録が行われていること。

（Ｄ）輸出品目ＤＢチェック

品目コードにあらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。

　（Ｅ）仕分けチェック

　　　　　　すべての欄の課税価格通貨コードが同一であること。

　　（Ｆ）その他のチェック

①欄単位の申告価格を算出する場合で、インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）が登録されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。

②インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されているベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）の合計値以上であること。

　（２）処理内容

　　（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力処理を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

　　（Ｂ）邦貨換算処理

インボイス・パッキングリストＤＢのインボイス合計額通貨コード、ＦＯＢ通貨コード及びベーシックプライス通貨コード（ＦＯＢ通貨コード）に登録された通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

（ａ）処理条件

①登録された通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。

②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

（ｂ）換算式

登録金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

　　（Ｃ）申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

（ａ）インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス金額（課税価格）が登録されている場合

ベーシックプライス金額（課税価格）を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

（ｂ）インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）が登録されている場合

　 　申告価格合計＊１×ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）

を申告価格＊３とする。

ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）＊２

（＊１）下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

①インボイス・パッキングリストＤＢにＦＯＢ価格が登録されている場合は、登録されているＦＯＢ価格

②インボイス・パッキングリストＤＢにＦＯＢ価格が登録されていない場合は、登録されているインボイス合計額

（＊２）下記のいずれかをベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）とする。

①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されているベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）の値

②インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）が登録されていない場合は、ベーシックプライス按分係数を登録している欄の合計値

（＊３）申告価格の円位未満は切捨てる。

（ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢにベーシックプライス金額（課税価格）、ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）のいずれにも登録がされていない場合

下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

①インボイス・パッキングリストＤＢにＦＯＢ価格が登録されている場合は、登録されているＦＯＢ価格

②インボイス・パッキングリストＤＢにＦＯＢ価格が登録されていない場合は、登録されているインボイス合計額

　　（Ｄ）大額・少額判定処理

（ａ）仮統合処理

当該仕分情報が大額申告の場合にのみ、品目コードが同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。

インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに「Ｙ」（再輸出の貨物の旨）が登録された欄については、「Ｙ」が登録された欄のみで統合を行う。

インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに「Ｘ」（少額合算の貨物の旨）が登録された欄は統合しない。

（ｂ）判定処理

仮統合を行わなかった欄及び仮統合の親の統合後申告価格が２０１，０００円以上であるものを統合の子も含めて大額とし、残りを少額とする。

　　（Ｅ）大額統合処理

（ａ）統合判定処理

大額欄において「仮統合処理」の条件に加えて以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。

①「ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）」「ベーシックプライス金額（課税価格）」の登録有無のパターン

②「ベーシックプライス通貨コード（ＦＯＢ通貨コード）」

③「輸出入貿易管理令別表コ－ド」

④「関税減免（戻）税コード」

⑤統計除外である旨のコード登録の有無

（ｂ）集計処理

統合対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量（１）及び数量（２）の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

①統合の親が統計計上対象欄の場合は統計数量単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

②上記に該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

　　（Ｆ）少額合算処理

（ａ）少額合算除外対象判定

以下の欄を少額合算除外対象とする。除外対象となった欄は「少額合算除外（再輸出貨物）欄処理」の処理対象とする。

①少額合算手入力に除外の旨が入力された。

②「関税減免（戻）税コード」に登録がある。

③インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに「Ｙ」（再輸出の貨物の旨）が登録された。

（ｂ）少額合算入力チェック

少額合算対象欄の「ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）」「ベーシックプライス金額（課税価格）」の登録有無のパターン、「ベーシックプライス通貨コード（ＦＯＢ通貨コード）」がすべて同一であること。

（ｃ）少額合算の親欄選択

①少額合算手入力に親指定の入力がある欄を親とする。複数欄に親指定がある場合は第一発

生欄を対象とする。

②上記に該当しない場合、少額合算は行わない。

（ｄ）集計処理

少額合算対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）を集計する。数量１及び数量２の集計は行わない。

（ｅ）少額合算除外（再輸出貨物）欄処理

少額合算除外対象のうちＮＡＣＣＳ用コードに「Ｙ」（再輸出の貨物の旨）の登録がある欄について以下の処理を行う。

　　　　＜Ａ＞対象欄を以下の条件で統合を行う。

①品目コードが同一のもの

②「ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）」「ベーシックプライス金額（課税価格）」の登録有無のパターン

③「ベーシックプライス通貨コード（ＦＯＢ通貨コード）」

④「輸出入貿易管理令別表コ－ド」

⑤「関税減免（戻）税コード」

⑥統計除外である旨のコード登録の有無

＜Ｂ＞統合対象についてはベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）、ベーシックプライス金額（課税価格）、数量１及び数量２の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

①重量系の単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

②上記に該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

　　（Ｇ）統計計上用計算処理

当該仕分情報が大額申告であり、かつ普通貿易統計または金統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

①インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに「Ｅ」（普通貿易統計計上除外の貨物の旨）が登録されている場合で、輸出品目ＤＢに金統計計上である旨の登録がされていない物品。

②インボイス・パッキングリストＤＢの輸出入貿易管理令別表コードに登録されたコードにより統計計上除外となる物品。

③インボイス・パッキングリストＤＢの関税減免（戻）税コードに登録されたコードにより統計計上除外となる物品。

　　　（ａ）統計用申告価格の算出

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。

なお、累積した申告価格は１，０００円未満を切捨てる。

（ｂ）統計数量への換算処理

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について登録された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。

なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。

（Ｈ）インボイス・パッキングリストＤＢ処理

本登録を行った旨、入力内容及び大額統合・少額合算の結果をインボイス・パッキングリストＤＢに登録・更新する。

（Ｉ）インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢ処理

大額統合・少額合算後の欄数が９９欄以下となった場合は、その結果をインボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢに登録する。

（Ｊ）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１１「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

　　（Ｋ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

５．輸入インボイスの場合（輸出入区分「Ｉ」）

　（１）入力条件

　　（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている仕分情報仮登録を行った入力者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

　　（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢチェック

①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストＤＢに存在すること。

②申告業務が行われていないこと。

③すべての欄について仕分仮登録が行われていること。

　（Ｄ）仕分けチェック

　　　　　　すべての欄の課税価格通貨コードが同一であること。

　（Ｅ）特別緊急関税対象品目関連チェック

　　　　　入力された品目コードがＳＳＧ対象品目ＤＢに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと＊４。

（＊４）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

　　　　また、ＥＰＡ適用の場合に、登録された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

　　（Ｆ）輸出入者関連チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者コードで以下のチェックを行う。

　　　（ａ）輸出入者コードが国内用輸出入者ＤＢに存在すること。

　　　（ｂ）たばこ特定販売業者チェック

　　①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードがたばこ特定販売業者用のコードである場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であり、かつ、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードがたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードである場合は、たばこ特定販売業者用のコードであること。

　　　（ｃ）航空運送事業者チェック

　以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「関税定率法施行令第１条の１３第２項第３号に掲げる航空機用品等」に対応するコードである場合。

②インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入貿易管理令別表コードが「別表１の７」に対応するコードである場合。

　　（Ｇ）保険関連チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが包括保険に対応するコードである場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）包括保険番号が６桁の場合

①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている包括保険番号が保険ＤＢに存在すること。

　　　　②申告予定年月日が保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

　　　　③インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭８桁が保険ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。または、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者の先頭１３桁が保険ＤＢに登録されている法人番号の先頭１３桁と同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（ｂ）包括保険番号が８桁の場合

　　　①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている包括保険番号が包括保険ＤＢに存在すること。

　　　　②申告予定年月日が包括保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

　　　　③インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭８桁が包括保険ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。または、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者の先頭１３桁が包括保険ＤＢに登録されている法人番号の先頭１３桁と同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

④包括保険番号欄に入力された包括保険番号のステータスが「登録完了」状態（「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務を１度でも実施している）であること。ステータスについては「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務、業務仕様書（本文）７．特記事項参照。

（Ｈ）輸入包括評価申告関連チェック

インボイス・パッキングリストＤＢの包括評価申告受理番号に登録がある場合は、以下のチェックを行う。

　　　（ａ）存在チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告ＤＢに存在すること。

　　　（ｂ）有効期限チェック

申告予定年月日が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている有効期限内であること。

　　　（ｃ）名義人チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者コードの先頭８桁が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。または、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている輸出入者の先頭１３桁が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている法人番号の先頭１３桁と同一であること。

ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（ｄ）補正区分コードチェック

　　　　　　①輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードがＩＰ是認または標準式に対応するコードのときインボイス・パッキングリストＤＢの評価補正区分コードに補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの登録がないこと。

　　　　　②輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが非標準式に対応するコードのときは、インボイス・パッキングリストＤＢの評価補正区分コードにＩＰ是認、補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの登録があること。

　③輸入包括評価申告ＤＢに登録されている評価補正基礎価格条件コードが「ＣＩＦ」または「Ｃ＆Ｉ」であり、かつ、インボイス・パッキングリストＤＢの包括保険番号に登録がある場合は、包括保険番号に係る保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていないこと。

　　　（ｅ）補正可否チェック

　　　　　　　輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが標準式に対応するコードである場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている以下の項目により補正額が算出できること。

　①「インボイス合計額」

　　　　　　②「インボイス合計額通貨コード」

　　　　　　③「インボイス価格条件コード」

　　　　　　④「インボイス価格区分コード」

　　　　　　⑤「運賃区分コード」

　　　　　　⑥「運賃通貨コード」

　　　　　　⑦「運賃」

　　　　　　⑧「保険区分コード」

　　　　　　⑨「保険通貨コード」

　　　　　　⑩「保険金額」

　　　　　　⑪「包括保険番号」

　　　　　　⑫「評価補正区分コード」

　　　　　　⑬「評価補正基礎額通貨コード」

　　　　　　⑭「評価補正基礎額」

　　　（ｆ）運賃特例入力時の補正基礎価格条件チェック

　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃特例（関税定率法施行令第１条の１３第２項第６号に掲げる遅延貨物は除く。）」に対応するコードである場合は、輸入包括評価申告ＤＢに登録されている評価補正基礎価格条件コードは「ＩＰ」、「ＦＯＢ」、「ＦＡＳ」または「ＥＸＷ」であること。

　　（Ｉ）輸入品目関連チェック

　　　（ａ）課税価格の総額チェック

　　　　　　輸入品目ＤＢに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されている場合は、当該仕分情報に係る課税価格の合計が定められた金額以下であること。

（ｂ）品目適用条件チェック

　　　　　　　輸入品目ＤＢに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。

　　（Ｊ）関税減免税関連チェック

関税が無税の場合は、輸入関税減免税コードＤＢに免税または減税・控除である旨の登録がされていないこと。

ただし、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードである場合は、チェックを行わない。

　　（Ｋ）内国消費税等減免税関連チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードが石油石炭税特例納付用に対応するコードである場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コードに石油石炭税特例納付に対応するコード以外の登録がないこと。

　　（Ｌ）ＥＰＡ関連チェック

（ａ）少額扱いのＥＰＡの価格チェック

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている原産地証明書識別が少額扱いのＥＰＡの旨のコードである場合で、以下の①および②の条件を満たす欄毎の課税価格の合計額が２００，０００円以下であること。

①原産地コードが同一であること。

②原産地証明書識別の先頭２桁（原産地（申告）種別）が同一であること、または、原産地証明書識別が同一の協定として登録されていること。

　　（Ｍ）その他のチェック

　　　①１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

　　　②インボイス・パッキングリストＤＢのベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）に登録がある場合は、登録された値はベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）に登録された按分係数の合計以上であること。

③運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第１条の１３第２項第６号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄に「ＦＯＢ」以外の入力がないこと。

　（２）処理内容

　　（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）邦貨換算処理

インボイス・パッキングリストＤＢのインボイス合計額通貨コード、運賃通貨コード、保険通貨コード、及び評価補正基礎額通貨コードに登録された通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

　　　（ａ）処理条件

　　　　　　①登録された通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

　　　　　　②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

　　　　　　③邦貨への換算は登録項目単位に行う。

　　　（ｂ）換算式

　　　　　　　登録金額×適用レート

　　　　　　　なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

　　（Ｃ）課税価格算出処理

　　　（ａ）課税価格合計の算出

　　＜Ａ＞全欄運賃特例以外の場合

　　　　　＜ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが無保険に対応するコード以外の場合

　　　　　（ア）インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格の場合

　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊５＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　　　　　　　　（＊５）インボイス・パッキングリストＤＢの運賃区分コードに「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの登録を伴って登録された運賃

　　　　　　（イ）インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

「インボイス合計額＋運賃＊５＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

　　　　　　　　①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが個別の保険に対応するコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢの保険金額に登録された金額を保険料とする。

　　　　　　　　②インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが包括保険に対応するコードである場合

・保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス合計額＋運賃＊５＋補正額）×保険料指数＊６

なお、包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合はエラーとする。

・保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス合計額＋運賃＊５）×保険料指数＊６

なお、包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合はエラーとする。

（＊６）保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに登録されている保険料指数。

　　　　　　　　　　　　　　　ただし、求めた保険料が保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに登録されている最低保険料より低い場合には、その最低保険料を保険料とする。ただし、ＨＨＡ業務において、最低保険料を月単位で登録している場合は、比較を行わず、求めた保険料を保険料とする。

　　　　　　　　③インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合

保険料自動計算式＊７により算出された金額を保険料とする。

（＊７）税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理ＤＢに登録されている「Ｃ＆Ｆ価格＋補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を０として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

④インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢの保険金額に登録された金額を保険料とする。

　　　　　　（ウ）インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合

　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊8＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　　　　　　　　（＊８）運賃按分識別欄に重量按分に対応するコードの登録がある場合の運賃は以下による。

　　重量按分の旨の登録がある欄の重量合計

登録された運賃×（１－

）を運賃とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全欄の重量合計

　　　　　　　　　　　　　運賃按分識別欄に容量按分に対応するコードの入力された場合の運賃は以下による。

　　容量按分の旨の登録がある欄の容量合計

登録された運賃×（１－

）を運賃とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全欄の容量合計

　　　　　　（エ）インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊８＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　　　　　　　　なお、保険料は以下に求める。

　　　　　　　　　①インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが個別の保険に対応するコードである場合

　　　　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの保険金額に登録された金額を保険料とする。

　　　　　　　②インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが包括保険に対応するコードである場合

・保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス合計額＋運賃＊８＋補正額）×保険料指数＊６

包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合：（インボイス合計額＋補正額）×保険料指数＊６

・保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス合計額＋運賃＊８）×保険料指数＊６

包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合：インボイス合計額×保険料指数＊６

　　　　　　　　　③インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合

　　　　　　　　　　　保険料自動計算式＊７により算出された金額を保険料とする。

　　　　　　　　　　　なお、自動計算に用いるＣ＆Ｆ価格は「インボイス価格＋登録された運賃」とする。

　　　　　　　　　④インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードである場合

　　　　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの保険金額に登録された金額を保険料とする。

　　　　　＜ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが無保険に対応するコードである場合

　　　　　（ア）インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊５＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　　　　（イ）インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊８＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　＜Ｂ＞全欄運賃特例の場合（インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが運賃特例（関税定率法施行令第１条の１３第２項第６号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードである場合）

　　＜ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢの運賃に登録がない場合

　　（ア）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合

運賃及び保険料自動計算式＊９により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格＋運賃＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

（＊９）税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理ＤＢに登録されている「ＦＯＢ価格＋補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃及び保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を０として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

（イ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードである場合

運賃自動計算式＊１０により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃＋登録された保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

（＊１０）税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理ＤＢに登録されている「ＦＯＢ価格＋補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃自動計算式が用いられる場合は、補正額を０として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

（ウ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「無保険」に対応するコードである場合

運賃自動計算式＊１０により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃＋補正額」を課税価格合計とする。

　　　＜ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢの運賃に登録がある場合

　　（ア）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードである場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃及び保険料自動計算式＊９により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格＋運賃＋保険料＋補正額」により算出された課税価格合計。

②保険料自動計算式＊７により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格＋登録された運賃＋保険料＋補正額」により算出された課税価格合計。

（イ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードである場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃自動計算式＊１０により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃＋登録された保険料＋補正額」により算出された課税価格合計。

②「インボイス価格＋登録された運賃＋登録された保険料＋補正額」により算出された課税価格合計。

（ウ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「無保険」に対応するコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードである場合は、以下の②を課税価格合計とする。

①運賃自動計算式＊１０により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃＋補正額」により算出された課税価格合計。

②「インボイス価格＋登録された運賃＋補正額」により算出された課税価格合計。

（エ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが包括保険に対応するコードである場合

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている運賃区分コードが「運賃率表等に基づき入力する」旨のコードである場合は、「インボイス価格＋登録された運賃＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

①保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス価格＋登録された運賃＋補正額）×保険料指数＊６

包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合：（インボイス価格＋補正額）×保険料指数＊６

②保険ＤＢまたは包括保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合、以下の通り、保険料を算出する。

包括保険番号に登録されている保険識別がＣ＆Ｆの場合：（インボイス価格＋登録された運賃）×保険料指数＊６

包括保険番号に登録されている保険識別がＦＯＢの場合：インボイス価格×保険料指数＊６

　　　　＜Ｃ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが手計算による課税価格の総額に対応するコードである場合は、評価補正基礎額に登録された金額を課税価格合計とする。

　　　（ｂ）補正額の算出

　　　　＜Ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正基礎額が評価補正額である場合

　　　　　＜ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を加算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　＜ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を減算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　　　なお、補正額は負とする。

　　　　＜Ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードがＩＰ是認に対応するコードである場合は、補正額の計算は行わない。

　　　　＜Ｃ＞インボイス・パッキングリストＤＢの包括評価申告受理番号に登録があり、かつ、評価区分コードの登録がない場合（輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが「ＢＰ申請」の場合は、補正額の計算は行わない）

　　　　　＜ａ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額×補正率」を補正額とする場合は、補正基礎額は以下により算出する。（以下、「補正基礎額算出処理」という。）

　　　　　　（ア）評価補正基礎価格条件がＦＯＢ価格の場合

　　　　　　　　　①インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　「インボイス合計額」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格以外の場合

　　ＦＯＢ価格として登録された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

　　　　　（イ）評価補正基礎価格条件がＣ＆Ｉ価格の場合

　　　　　　　　　①インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合

　　　　　　「インボイス合計額」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋保険料＊１１」を補正基礎額とする。

　　　（＊１１）「全欄運賃特例以外」、「インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが無保険に対応するコード以外」、「インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格またはＣ＆Ｆ価格」のすべてを満たす場合に算出した保険料。なお、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、保険料自動計算式＊１７により算出された金額を保険料とする。

　　　　　　　　　③インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格またはＣ＆Ｆ価格の場合

　　　　　　　　　　　Ｃ＆Ｉ価格として登録された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

　　　　　　（ウ）評価補正基礎価格条件がＣ＆Ｆ価格の場合

　　　　　　　　　①インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊５」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊８」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　③インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格またはＣ＆Ｉ価格の場合

　　　　　　Ｃ＆Ｆ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

　　　　　　（エ）評価補正基礎価格条件がＣＩＦ価格の場合

　　　　　　　　　①インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊５」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　②インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊８」を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　③インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋保険料＊１１を補正基礎額とする。

　　　　　　　　　④インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

　　　　　　　　　　　「インボイス合計額＋運賃＊８＋保険料＊１１」を補正基礎額とする。

　　　　　（オ）評価補正基礎価格条件がＩＰ価格の場合

　　　　　　　　　「インボイス合計額」を補正基礎額とする。

　　　　　　（カ）評価補正基礎価格条件がＦＡＳ価格の場合

　　　　　　　　　ＦＡＳ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

　　　　　　（キ）評価補正基礎価格条件がＥＸＷ価格の場合

　　　　　　　　　ＥＸＷ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

　　　　　＜ｂ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額１×補正率１＋補正基礎額２×補正率２」を補正額とする場合

　　　　　　　　　補正基礎額１及び２は補正基礎額算出処理により算出する。

　　　　　＜ｃ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が非標準式の場合

　　　　　　（ア）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を加算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　（イ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を減算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　　　なお、補正額は負とする。

　　　　（ウ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードがＩＰ是認に対応するコードである場合は、補正額の計算は行わない。

　　　　　＜ｄ＞輸入包括評価申告ＤＢの評価結論が「ＩＰ是認」の場合は、補正額の計算は行わない。

　　　　＜Ｄ＞インボイス・パッキングリストＤＢの包括評価申告受理番号に登録があり、かつ、評価区分コードに登録がある場合

　　　　　　＜ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を加算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　＜ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を減算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　なお、補正額は負とする。

　　　　　＜ｃ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードがＩＰ是認に対応するコードである場合は、補正額の計算は行わない。

　　　　＜Ｅ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価区分コードが個別評価申告を適用するものに対応するコードである場合

　　　　　＜ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正補正式が「標準式」である場合

　　　　　　　「補正基礎額×補正率」を補正額とする。

　　　　　　　補正基礎額は補正基礎額算出処理により算出する。

　　　　　＜ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢの評価補正補正式に登録がない場合

　　　　　　（ア）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を加算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　（イ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードが補正額を減算に対応するコードである場合は、登録された評価補正額とする。

　　　　　　　　なお、補正額は負とする。

　　　　　　（ウ）インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている評価補正区分コードがＩＰ是認に対応するコードである場合は、補正額の計算は行わない。

　　　（ｃ）欄単位の課税価格の算出

　　　　＜Ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている課税価格が手計算により算出した課税価格である場合

　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの課税価格に登録された金額を課税価格とする。

＜Ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢのベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）に按分係数の登録がある場合

課税価格合計＊１２×登録されたベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）

を課税価格とする。

　　　　　　　　　　　　　ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）＊１３

　　　　　　（＊１２）全欄運賃特例以外の場合に算出した課税価格合計とする。

　　　　　　（＊１３）ベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）は以下により決定する。

　　　　　　　　　　　①インボイス・パッキングリストＤＢのベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）に登録がない場合は、ベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）が登録された欄の按分係数の合計とする。

　　　　　　　　　　　②インボイス・パッキングリストＤＢのベーシックプライス合計（課税価格按分係数合計）に登録がある場合は、登録値。

　　　　＜Ｃ＞インボイス・パッキングリストＤＢのベーシックプライス按分係数（課税価格按分係数）及び課税価格に登録がない場合（欄数が１欄の場合に限る。）

算出した課税価格合計を課税価格とする。

　　　（ｄ）端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

　　（Ｄ）関税課税標準数量換算処理

　　　（ａ）換算処理

　　　　　　従量税率を適用する場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）または数量（２）を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。

　　　　　　　ただし、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）及び数量（２）いずれも換算可能な場合は数量（１）により換算を行う。

　　　（ｂ）端数処理

　　　　＜Ａ＞酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合

　　　　　酒税…………………………１０ミリリットル位未満切り捨て

　　　揮発油税・地方揮発油税…リットル位未満切り捨て

　　　石油ガス税…………………キログラム位未満切り捨て

　　　　　　　石油石炭税…………………リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量相互の換算は行わない。）

　　　　＜Ｂ＞酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合

　　　　　　　①関税率が円以上２桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

（例）　　　（税率）　　　　　　　　（数量）

３．３６円／ＫＧ　　　８，５４７．８ＫＧ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

８，５４７ＫＧ

　　　　　　　②関税率が円以上３桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下１位までとし、それ未満は切り捨てる。

（例）　　　（税率）　　　　　　　　（数量）

１１３．２０円／ＫＧ　　４，８５５．７８ＫＧ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

４，８５５．７ＫＧ

　　　　　　　③関税率が順次円以上ｎ桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下（ｎ－２）位までとし、それ未満は切り捨てる。

（Ｅ）関税課税標準決定処理

　　　（ａ）従価税率が適用される場合

　　欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

　　　（ｂ）従量税率が適用される場合

　　　　　関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

　　　（ｃ）従価・従量併用税率が適用される場合

　　　　欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

（Ｆ）関税率の本決定

輸入品目ＤＢに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、関税額の比較を行い、低い税額となる税率を適用する。

比較用の関税額が同額となる場合は、以下のとおりとする。

①暫定税率とＷＴＯ協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。

②基本税率とＷＴＯ協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。

③暫定税率とＥＰＡ税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。

④基本税率とＥＰＡ税率が同額の場合は、基本税率を適用する。

⑤ＷＴＯ協定税率とＥＰＡ税率が同額の場合は、ＷＴＯ協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

①従価税と従価税を比較する場合で、関税課税標準額が１，０００円未満となる場合は、１，０００円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。

②従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が０となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。

③比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下６位までとし、それ未満を切り捨てる。

　　（Ｇ）差額関税の税率端数処理

差額関税が適用される場合は、以下により関税率の端数処理を行う。

①関税課税標準数量の整数位の桁数が１桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。

②関税課税標準数量の整数位の桁数が２桁の場合は、税率の小数第１位未満の端数を切り捨てる。

（例）　　　　（税率）　　　　　　　　　（数量）

３５６．７３１８１円／ＫＧ　　　２３．２ＫＧ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

３５６．７円／ＫＧ

③関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上ｎ桁の場合は、税率の小数点以下（ｎ－１）位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

（例）　　　　（税率）　　　　　　　　　（数量）

３５６．７３１８１円／ＫＧ　　　６７，７２３．２ＫＧ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

３５６．７３１８円／ＫＧ

　　（Ｈ）関税額の算出

　　　（ａ）従価税率を適用する場合

　　　　　　「関税課税標準額＊１４×関税率」を関税額とする。

（＊１４）関税課税標準額は１，０００円未満を切り捨てた額。

　　　（ｂ）従量税率を適用する場合

　　　　　　「関税課税標準数量×関税率」を関税額とする。

　　　（ｃ）従価・従量併用税率を適用する場合

　　　　　　従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

　　（ｄ）端数処理

　　　　　　関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

　　（Ｉ）内国消費税等課税標準数量の換算

　　　（ａ）換算処理

　　　　　　　従量税率を適用する場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）または数量（２）を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

　　　　　　　ただし、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）及び数量（２）いずれも換算可能な場合は数量（１）により換算を行う。

　　　（ｂ）端数処理

　　　　　　　酒税……………………………１０ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税……リットル位未満切り捨て

　　　　　　　石油ガス税……………………キログラム位未満切り捨て

　　　　　　　たばこ税及びたばこ特別税…本位未満切り捨て（ただし重量から本数への換算は行わない。）

　　　　　　　石油石炭税……………………リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。）

　　（Ｊ）内国消費税等課税標準決定処理

　インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが消費税非課税用のコード（Ｆ０）である場合は、以下の処理を行わない。

（ａ）従価税率が課税される場合

　　　　＜Ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが特殊関税に対応するコードである場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

　　　　＜Ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが消費税に対応するコードである場合

　　　　　①消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

　　　　　　　　　「関税課税標準額＋関税額＊１５」を内国消費税等課税標準額とする。

　　　　　　　　　（＊１５）関税額の１００円未満を切り捨てた額。

　　　　　②消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

　　　　　　　「関税課税標準額＋関税額＊１５＋内国消費税等税額＊１６」を内国消費税等課税標準額とする。

　　　　　　　　　（＊１６）算出される消費税以外の内国消費税等税額（特殊関税を含む）について１００円未満を切り捨てた額。

　　　　　　　　　　　　　　なお、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードが「石油石炭税特例納付」である場合は、石油石炭税額を仮に算出し１００円未満を切り捨てた額。

　　　　　　　③消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方揮発油税が課税されている場合

　　　　　　　　「関税課税標準額＋関税額＊１５＋石油石炭税額＊１６＋揮発油税・地方揮発油税額＊１６」を内国消費税等課税標準額とする。

　　　　＜Ｃ＞内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

　　　　　①消費税額が１００円以上の場合

　　　　　　　「消費税額＊１７」を内国消費税等課税標準額とする。

　　　　　（＊１７）算出される消費税額について１００円未満を切り捨てた額。

　　　②消費税額が１００円未満の場合

　　　　　　　地方消費税は課税されないため内国消費税等課税標準額は算出しない。

　　　（ｂ）従量税率が課税される場合

　　　　　＜Ａ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが揮発油税・地方揮発油税に対応するコードである場合

　　　　　　　　　「内国消費税等課税標準数量＊１８－（内国消費税等課税標準数量＊１８×控除率＊１９）」を内国消費税等課税標準数量とする。

　　　　（＊１８）算出した内国消費税等課税標準数量。

　　　　　（＊１９）控除率は内国消費税等種別ＤＢに登録されている揮発油税・地方揮発油税の控除率。

　　　　　＜Ｂ＞インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが揮発油税・地方揮発油税に対応するコード以外である場合

　　　　算出した内国消費税等課税標準数量とする。

　　（Ｋ）内国消費税等税額の算出

　インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている内国消費税等種別コードが消費税非課税用のコード（Ｆ０）である場合は、以下の処理を行わない。

　　　（ａ）従価税率が課税される場合

　　　　　　　「内国消費税等課税標準額＊２０×内国消費税等税率＊２１」を内国消費税等税額とする。

　　　（＊２０）内国消費税等課税標準額は、１，０００円未満を切り捨てた額。

　　　　　　　　ただし、地方消費税の場合を除く。

　　　　　（＊２１）内国消費税等種別ＤＢに登録されている内国消費税等税率。

　　　（ｂ）従量税率が課税される場合

　　　　　　　「内国消費税等課税標準数量×内国消費税等税率＊２１」を内国消費税等税額とする。

　　　　　　　ただし、インボイス・パッキングリストＤＢの内国消費税等減免税コードに石油石炭税特例納付である旨のコードの登録がある場合は、石油石炭税の税額は算出しない。

　　　（ｃ）端数処理

　　　　　　　内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

　　（Ｌ）大額・少額判定処理

（ａ）仮統合処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。また、インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードにＮＡＣＣＳ用に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが登録された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが登録された欄を対象に統合を行う。

ただし、関税率の種別が差額関税、複合税率である欄については統合しない。

①「品目コード」

②「原産国コード」

③「原産地証明書識別」

④「関税減免（戻）税コード」

⑤「内国消費税等種別コード」

⑥「内国消費税等減免税コード」

⑦関税率の区分（特恵税率、ＷＴＯ協定税率、暫定税率、基本税率）

⑧関税率の種別（従価税、従量税、併用税率、選択税率（高い税額）、選択税率（低い税額））

⑨関税率

⑩内国消費税等税率

（ｂ）判定処理

以下のいずれかの条件を満たしているものを統合の子も含めて大額とし、残りを少額とする。

①仮統合の親の統合後申告価格が２０１，０００円以上であること。

②仮統合を行わなかった欄の申告価格が２０１，０００円以上であること。

　（Ｍ）大額統合処理

（ａ）統合判定処理

「仮統合処理」の条件に加えて以下の項目がすべて同一の欄毎に統合を行う。

①「按分係数」「課税価格」の登録有無のパターン

②「運賃按分識別」

③「輸出入貿易管理令別表コ－ド」

④統計除外である旨のコード登録の有無

（ｂ）集計処理

統合対象については「按分係数」、「ベーシックプライス金額（課税価格）」、「数量（１）」及び「数量（２）」の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

①統合の親が統計計上対象欄の場合は統計数量単位で集計する。集計の結果は統計単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メータで集計する。集計の結果は立方メータの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

　　（Ｎ）少額合算処理

以下の処理を、有税品と無税品に分けてそれぞれで行う。

（ａ）少額合算除外対象判定

以下のいずれかの条件を満たしているものを少額合算除外対象とする。除外対象となった欄は

「少額合算除外欄処理」の処理対象とする。

①「関税減免（戻）税コード」に登録がある欄

②消費税、地方消費税以外の内国消費税の登録がある欄

③自国産品の再輸入貨物である旨のコードが登録された欄

④特恵税率適用欄

⑤少額合算手入力に除外の旨が入力された欄

⑥「内国消費税等減免税コード」に登録がある欄

（ｂ）少額合算入力チェック

少額合算対象欄の「按分係数」「課税価格」の登録の有無、「運賃按分識別」がすべて同一であること。

（ｃ）少額合算の親欄選択

①少額合算手入力に親指定の入力がある欄を親とする。複数欄に親指定がある場合は第一発

生欄を対象とする。

②上記に該当しない場合、少額合算は行わない。

（ｄ）集計処理

少額合算対象については「按分係数」、「ベーシックプライス金額（課税価格）」、「数量（１）」及び「数量（２）」の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

①親欄が従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。また、課税標準単位に換算できない欄があり集計できなかった場合、集計はしないが単位だけは出力する。

②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メータで集計する。集計の結果は立方メータの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

（ｅ）少額合算除外欄処理

少額合算除外欄のうち「少額合算除外対象判定」における下記条件のいずれかを満たしている欄について以下の処理を行う。なお、少額合算手入力に除外の旨が登録された欄については欄統合を行わないものとする。

＜Ａ＞対象欄を「仮統合処理」の条件に以下の条件を加えて統合を行う。

①「按分係数」「ベーシックプライス金額（課税価格）」の登録有無のパターン

②「運賃按分識別」

③「輸出入貿易管理令別表コ－ド」

④統計除外である旨のコード登録の有無

＜Ｂ＞統合対象については「按分係数」、「ベーシックプライス金額（課税価格）」、「数量（１）」及び「数量（２）」の数量を集計する。集計の単位は以下のとおりである。

①親欄が従量税適用の場合は課税標準単位で集計する。集計の結果は課税標準単位の小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。また、課税標準単位に換算できない欄があり集計できなかった場合、集計はしないが単位だけは出力する。

②重量按分の欄が仕分情報内に存在する場合はキログラムで集計する。集計の結果はキログラムの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

③容量按分の欄が仕分情報内に存在する場合は立方メータで集計する。集計の結果は立方メータの小数点以下３位で切り捨てる。桁数が入りきらない場合はエラーとする。

④上記のいずれにも該当しない場合は数量の集計は行わない。単位も出力しない。

　　（Ｏ）統計計上処理

インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている品目コード、関税減免（戻）税コード及び輸出入貿易管理令別表コードにより普通貿易統計、関税免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。

ただし、以下の場合は統計計上しない。

①インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに統計計上除外の貨物である旨のコードの登録がある欄

②インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに少額合算貨物の旨のコードが登録された欄

③統計用とされた関税課税標準額が２０１，０００円未満の欄

　　　（ａ）統計用関税課税標準の算出

　　　　　　　関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準とする。

　　　　　　　なお、統合処理により統合された欄の場合は、インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに統計計上除外の貨物である旨のコードの登録がある欄を除き、関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準として合計する。

　　　（ｂ）統計用関税額の算出

　　　　＜Ａ＞従価税率を適用する場合

　　　　　　　　「統計用関税課税標準額＊２２×関税率」を統計用関税額とする。

　　　　　（＊２２）統計用関税課税標準額は１，０００円未満を切り捨てた額。

　　　　＜Ｂ＞従量税率を適用する場合

　　　　　　「統計用関税課税標準数量×関税率」を統計用関税額とする。

　　＜Ｃ＞従価・従量併用税率を適用する場合

　　　　　　　　従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を統計用関税額とする。

　　　（ｃ）統計用関税減免税処理

　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの関税減免（戻）税コードに登録がある場合は、以下の処理を行う。

　　　　　　　ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

　　　　＜Ａ＞統計用関税減税額の算出

　　　　関税減税額を統計用の関税減税額とする。

　　　　　　　　なお、統合処理により統合された場合は、インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに統計計上除外の貨物である旨のコードの登録がある欄を除き関税減税額を統計用の関税減税額として合計する。

　　　　＜Ｂ＞免税処理

　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの関税減免（戻）税コードに免税である旨のコードの登録がある場合は、算出した統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。

　　　　＜Ｃ＞減税・控除処理

　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢの関税減免（戻）税コードに減税・控除である旨のコードの登録がある場合は、算出した統計用関税額から算出した統計用関税減税・控除額を減税・控除する。

　　　　＜Ｄ＞統計数量の換算

　　　　　　　　インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）及び数量（２）を統計単位１及び統計単位２に基づき統計数量に換算する。

　　　　　　　　ただし、統合処理により統合された場合は、インボイス・パッキングリストＤＢのＮＡＣＣＳ用コードに統計計上除外の貨物である旨のコードの登録がある欄を除き、インボイス・パッキングリストＤＢに登録されている数量（１）及び数量（２）を統計数量１及び統計数量２として合計する。

なお、統計単位未満は切り捨てる。

　　　　＜Ｅ＞統計用関税額の端数処理

　　　　　　　　統計用関税額は１，０００円未満を切り捨てた額とする。

　　（Ｐ）インボイス・パッキングリストＤＢ処理

仕分本登録を行った旨、登録内容及び大額統合・少額合算の結果をインボイス・パッキングリストＤＢに登録・更新する。

（Ｑ）インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢ処理

統合後の欄数が９９欄以下となった場合は、その結果をインボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢに登録する。

　　（Ｒ）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１１「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

　　（Ｓ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録結果情報（輸出） | 輸出インボイスの場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録結果情報（輸入） | 輸入インボイスの場合 | 入力者 |

７．特記事項

　　（１）仕分終了後の統合後欄数が９９欄より大きい場合は、輸出入申告等の事項登録に係る呼出業務で当該情報を補完することができない。

　　（２）本業務で登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、輸出入申告の事項登録に係る呼出業務で項目の補完を可能としているが、当該インボイス・パッキングリスト仕分情報に係る申告業務が正常終了した時点で、輸出入申告等の事項登録に係る呼出業務での補完は不可とする。

（３）当該インボイス・パッキングリスト仕分情報を使用して予備申告を行った後でも、本申告を行うまでは当該インボイス・パッキングリスト情報を他の申告でも利用することが可能である。

なお、予備申告中に他の申告で当該インボイス・パッキングリスト仕分情報を使用し本申告を行った場合は、当該予備申告を本申告した場合に、エラーとなる。